

7 総政統第 211 号
令和 7 年（2025 年）8 月 26 日

（一社）長野県建設業協会 様

令和 7 年国勢調査長野県実施本部事務局長
（長野県企画振興部総合政策課統計室長）

令和 7 年国勢調査に係る広報の協力について（依頼）

各種統計調査につきましては、日ごろから格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、令和 7 年 10 月 1 日を調査期日とし、国勢調査が実施されます。国勢調査は、日本に住む全ての世帯・人（外国籍を含む。）を対象とした我が国最大の調査で、回答には統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 13 条の規定に基づき報告義務が課せられた、国の最も基本的かつ重要な統計調査です。

県においては、円滑かつ確実な調査を推進していくため、全県へ広報活動を展開しているところですが、下記のとおり広報用品を送付しますので、ポスター等の掲出など、貴団体構成員等への周知にご協力をお願いいたします。

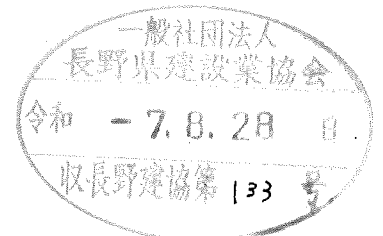
記

1 広報用品

- (1) 実施周知用ポスター（A 2）
- (2) 各種業界団体等用パンフレット（A 4）
- (3) コットンバック

2 掲示期間

令和 7 年 10 月 8 日（水）まで



（問合せ先）
（担当）令和 7 年国勢調査長野県実施本部事務局
（統計室統計第三係）波場、白井
（電話）026-235-7074（直通）
（E-mail）tokei-dai3@pref.nagano.lg.jp

令和7年国勢調査の概要

1 調査の目的

国勢調査は、統計法第5条第2項の規定に基づいて実施する人及び世帯に関する全数調査（基幹統計調査）で、国及び地方公共団体における、各種行政施策その他の基礎資料を得ることを目的としている。大正9年（1920年）の開始から、令和7年は22回目に当たる。

2 調査の期日

令和7年10月1日（水）午前零時現在

3 調査の対象

調査期日現在、日本国内に常住するすべての人（外国人を含む）及び世帯

4 調査事項（全17項目）

（1）世帯員に関する事項（13項目）

氏名、男女の別、出生の年月、世帯主との続柄、配偶の関係、国籍、就業状態など

（2）世帯に関する事項（4項目）

世帯員の数、世帯の種類、住居の種類、住宅の建て方

5 調査の方法

（1）国勢調査員は、担当する地域の全ての世帯を訪問し、調査書類一式を配布する。

（2）世帯は、①インターネット回答 ②郵送提出 ③国勢調査員へ直接提出 のいずれかの方法により回答を行う。

※インターネット回答を積極的に促進（国目標：50%以上）

6 結果の公表

最も早い「人口速報集計」を令和8年5月に公表、年齢別人口・世帯の状況等を集計した「人口等基本集計」を令和8年9月に公表、その他の集計は令和8年12月から順次公表予定

7 結果の利用

衆議院の小選挙区の改定、地方自治法で用いる人口として規定、地方交付税の算定に利用
少子高齢化、防災、地域活性化対策等の国や地方公共団体における行政上の施策への利用

(参考：令和2年国勢調査の長野県の結果)

人 口： 2,048,011 人

世帯数： 832,097 世帯